女と男がともに生きる未来へ

# Step

## これってやばい？

vol.
23

泉南市

# これ、デートDVです。

このマンガを見て、どう思いましたか？「よくあること」と考えていませんか？デートDVとは、交際相手との間で起こる暴力のことです。この中には、さまざまなデートDVが隠れています。何がいけないのか、どうすれば良い関係になれるのか考えてみましょう。

NPO法人SEAN
事務局長

**遠矢 家永子さん**

## interview 1 人権力をもつことが必要です。

デートDVが起こる原因は、加害者が恋人を自分の所有物として見下し、何をしても許されるという価値観をもっていることだと考えられます。自分も恋人も幸せに生きる権利があります。たとえ付き合っている相手であっても、それを奪う権利はありません。暴力に対して「NO」を言ってもいいんだという人権力をもつことが必要です。

被害者に対しては、気持ちを傾聴し寄り添うこと。被害者の自己決定を尊重し、支援に関する情報を提供し願いを伝えましょう。加害者にも、別の支援者の支援が必要です。

私のことは私が、恋人のことは恋人自身が決める。「みんなそうだから」「相手任せ」は後悔のもと。お互いへの尊敬で安心し合える関係をつくりましょう。

## Q DVとデートDVの違いって？

**A** DV（ドメスティック・バイオレンス）は夫婦間や内縁関係の間で起こる家庭内暴力、デートDVは交際相手との間で起こる暴力のことをいいます。

## Q 犯罪になるの？

**A** お金を払わせることで恐喝罪、殴る蹴るなどは傷害罪や暴行罪にあたります。ほかには、強要罪や侮辱罪などを疑われるケースがあります。

## DVサイクル

**バクハツ期**
怒りをコントロールできなくなり激しく暴力をふるう
【被害者の気持ち】
何が何だかわからなくなる

**ラブラブ期**
「もう暴力はふるわない」と謝罪し別人のようにやさしくなる
【被害者の気持ち】
やっぱり愛されてる、信じよう

**イライラ期**
些細なことでイライラし、威圧的になる
【被害者の気持ち】
相手の顔色をうかがうビクビクしておびえる

## Q 殴る蹴る以外も暴力？

**A** 暴力には、“身体的暴力”“行動の制限”“精神的暴力”“性的暴力”“経済的暴力”があります。左のマンガでは、相手を見下すような発言、勝手に連絡先を消すこと、無理やりお金を支払わせることが暴力にあたります。

## チェックしてみよう！

- □ 相手に腹がたつと手をあげる
- □ 人前でバカにしたり、怒鳴ったりする
- □ お互いの行動は常に把握していたい
- □ LINEやメールはすぐに返すのが当たり前
- □ 何よりも自分を優先してほしい
- □ 相手には、自分好みの姿でいさせたい
- □ デートの費用はいつも負担させる
- □ エッチな雑誌・映像などを無理やり見せる
- □ 相手が嫌がっていても、キスや性行為をする

ほかにも、、、

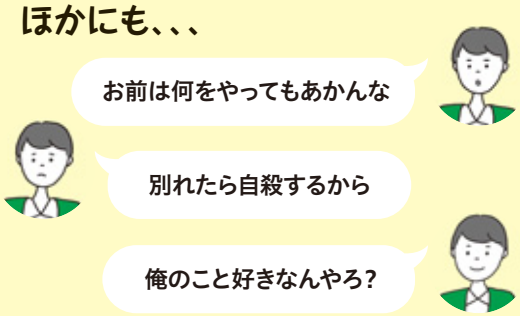


**一つでも当てはまれば**
**デートDVの可能性あり！**

## 恋人との関係を考えよう

### 暴力、支配は愛情じゃない

愛情だと勘違いされたり、よくあることと思われがちな束縛も暴力。本当に好きならば、相手の嫌がることはしないはずです。

### 彼女（氏）はモノじゃない

ちゃんと感情のある人間です。暴力をふるわれていい人など一人もいません。相手のことも自分のことも大切にしましょう。

### デートDVについて知ろう

「自分は大丈夫」と思う人もいるかもしれませんが、相手とより良い関係を築くために、チェックも兼ねて知ることが大切です。

### こんな言動はNG

**友だちに相談されて…**

- ●「愛されてていいなあ」「別れるべき」などと簡単に言う
- ●暴力を肯定する

→ 最後まで話を聞いてあげよう
相談先を紹介してあげよう

**被害に遭って…**

- ●自分を責める
- ●一人で考え込む

→ 家族や友人など信頼できる人へ相談しよう

**デートDV相談窓口**
（デートDV110番）
毎週火曜日／18:00～21:00
土曜日／14:00～18:00（年末年始をのぞく）
TEL 0120-51-4477

# こんなことありませんか？

ハラスメントとは、嫌がらせや相手を不快にさせる行為のことをいいます。
あなたの周りで日常的に起こっている出来事が、ハラスメントにあたる場合があります。
加害者にも被害者にもならないために今一度確認してみましょう。

身体をさわる　「男のくせに」
「最近溜まってるんじゃない？」「女のくせに」
「イライラしてるの、生理中？」　「まだ結婚しないの？」

## セクハラ

**セクシュアルハラスメント**

本人が意図したかに関わらず、相手が不快に思い、自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的言動。女性だけでなく、男性が被害に遭っている場合もあります。

妊娠したから解雇
「妊婦は仕事休めていいね」
「入社3年までは妊娠しないでね」

## マタハラ

**マタニティハラスメント**

女性が妊娠・出産・育児をきっかけに、職場で精神的・肉体的な嫌がらせや不当な扱いを受けること。企業においては、事業主が防止措置を行うことが義務化されています。

「男は働け、お前は女か」
「男が育児なんてみっともない」
育児休業申請が認められない

## パタハラ

**パタニティハラスメント**

働く男性の育児休業制度等の利用に関する上司・同僚からの嫌がらせ。「男は育児よりも仕事」という考えが男女ともに定着してしまっていることが影響していると考えられています。

仲間はずれにする　外面がいい
「一人じゃ何もできないね、ありがとうは？」
平気で嘘をつく　「こんなこともわからないの？」

## モラハラ

**モラルハラスメント**

家庭や職場など周囲に見えづらいところで起こる、道徳や倫理に反した陰湿な嫌がらせ。被害者は、加害者に精神をコントロールされていることが多く、自分を責めてしまう傾向があります。

「役立たずの給料泥棒が」
「これ、全部一人でやってね」
残業や深夜労働、休日出勤の強要
無視をする　些細なミスをみんなの前で叱責

## パワハラ

**パワーハラスメント**

職場内の地位や人間関係での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えたり職場環境を悪化させること。名誉毀損や侮辱罪に問われる可能性もあります。

## interview 2　「未然防止」が何よりも大切です。

公益財団法人21世紀職業財団
ハラスメント防止研修客員講師
特定社会保険労務士
**深海 慶子さん**

ハラスメント防止には、個人としては「自分がされて嫌な言動を人に対してもしないこと」が原則です。管理職としては自らがハラスメントに対して模範的な言動をとることはもちろん、職場環境に目を配り、問題発生の兆候を見逃さないことが重要です。また、企業としてはハラスメント防止の方針を明確化し、文書に規定して周知・啓発活動を進めることが望まれます。「未然防止」が何よりも大切です。働く人の職場環境を良好に維持することで、個人の能力がイキイキと発揮され、組織としての生産性も向上します。

これから社会へと巣立つ若い人は、日頃から自らの言動に気を配り、周囲の人に不快感を与えていないか、時折言動を振り返りましょう。

# 新生活に要注意

現在「○○ハラ」という言葉は30種類以上も存在しており、みんなで考えていくべき重要な問題です。
ここでは、進学や就職など新しい環境の中で、あなたの身に起こるかもしれないハラスメントを紹介します。

## アカハラ

### アカデミックハラスメント

教職員と学生間などで行われる、大学や大学院などでの地位を利用した嫌がらせ

**----このままだと単位が心配----**

**設備が整っている教室でないとできない課題が出されました。提出期限が早いので教室開放時間の延長を先生にお願いしたのに、これといった理由もなく断られて困っています。**

**それは学習・研究の妨害です。法的責任を問える可能性も。**

アカハラは線引きが曖昧ではありますが、場合によっては憲法の幸福追求権や学問の自由などに抵触する可能性があります。

## アルハラ

### アルコールハラスメント

飲酒に絡む嫌がらせや迷惑行為、人権侵害

**------先輩に逆らえない------**

**サークルの合宿で、お酒が弱いのに一気飲みコールをされて、飲まざるを得ない状況に追い込まれました。そのまま意識を失い、気づいたら嘔吐物まみれの状態で部屋の隅に寝かされていました。**

**アルハラは、死の危険性もある深刻な問題です。**

お酒が苦手な人が短時間でたくさんのアルコールを摂取すると、急性アルコール中毒を発症する可能性が。最悪の場合、死に至ることもあります。

# 知ることが第一歩

DVやハラスメントは誰にとっても非常に身近で、他人事ではない問題です。
何が周りを不快にさせ、傷つける行為なのかを知ることが防止に向けての第一歩です。

### 暴力は絶対にダメ

**暴力はどんな理由があっても許されない行為です**

暴力は、相手に恐怖や不安を与え、活動を束縛して自信を失わせます。そうすると、力による支配関係がさらにつくりあげられてしまいます。

### 犯罪をも含む人権侵害

**自分主体にならず、相手を思いやりましょう**

暴力は暴行罪や傷害罪、侮辱罪、恐喝罪、強要罪などにあたる場合もある、人権を侵害する行為です。何か問題が起こっても、暴力以外の方法で解決しましょう。

## 時事TOPICS

### 東京医大、女子受験者を一律減点

東京医科大学が医学部医学科の一般入試で、女子受験者の点数を一律に減点し、合格者数を調整していたことが判明。こういった点数操作は遅くとも2010年頃から続いていたとみられている。

### 「きかんしゃトーマス」も男女平等意識

男女平等、多文化主義の高まりを受けて、イギリスの幼児向けテレビ番組「きかんしゃトーマス」がリニューアルされた。女の子のキャラクターが2台加わり、6台の仲間たちの男女比は半々になった。

# 相談窓口

## 総合相談

生活、就労、進路、人権などのことについて悩んでいることがあれば、気軽にご相談ください。

**一般社団法人 泉南市人権協会**
月～土曜日（祝日をのぞく。土曜日は要事前予約）／9:00～17:30
TEL 072-485-1401

## 人権相談

いじめ、虐待、セクハラなど日常生活の中で起こる人権侵害についての相談を人権擁護委員がお受けします。

**市役所本庁１階**
**市民相談室**
第3金曜日／14:00～16:00
TEL 072-480-2855（人権推進課）

## DV相談

DV（ドメスティック・バイオレンス）の相談をお受けします。相談者の秘密は守られます。来所相談もお受けします。

**大阪府岸和田**
**子ども家庭センター**
月～金曜日（祝日をのぞく）／9:00～17:45
TEL 072-441-7794

## 女性のための相談

### 女性相談（面接）

静かな個室で女性カウンセラーがじっくりとお話を聴きます。相談時間は1人1時間程度です。

**せんなん男女平等参画ルーム相談室**
第1金曜日／13:00～16:00、第2火曜日／18:00～21:00、第4金曜日／10:00～13:00
※要電話予約。都合の良い日を申し込んでください。
TEL 072-480-2855（人権推進課）

### 女性のための電話相談

専門の女性相談員が電話で相談をお受けします。

**せんなん男女平等参画ルーム相談室**
毎週木曜日（祝日と第5木曜日をのぞく）／10:00～12:00、13:00～15:00
TEL 072-482-0590

## 男性のための相談

### 大阪府男性のための電話相談

専門の男性相談員が電話で相談をお受けします。

第2、3土曜日／17:00～21:00
その他の週水曜日／16:00～20:00（年末年始をのぞく。相談日が祝日の場合は、他の週に振替）
TEL 06-6910-6596

# Stepインフォメーション

### デートDVに関する啓発サイト（内閣府）

デートDVについての、自分の中の当たり前を見つめ直すことができ、相談されたときの対応や安心できる関係をつくっていくためのヒントを得ることができます。
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/date_dv/index.html

### あかるい職場応援団（厚生労働省）

職場のパワハラ問題の予防・解決に向け、資料の配布やセミナー・研修の案内などさまざまな情報発信を行っている、パワハラについての総合情報サイトです。
https://www.no-pawahara.mhlw.go.jp

### イクメンプロジェクト（厚生労働省）

働く男性が育児に対してより積極的に取り組むことが、自分自身だけでなく周囲にも良い影響を与えるというメッセージを発信しています。
https://ikumen-project.mhlw.go.jp

**発行／泉南市人権推進課**
平成30年11月
〒590-0521 泉南市樽井9-16-2（市民交流センター内）　TEL 072-480-2855　ホームページ http://www.city.sennan.lg.jp/
Eメール jinken@city.sennan.lg.jp